

◆各市の流下能力の調査を行う流末河川(水路)の検討区間

R01.10時点

| 市名 | 10,000m ² 未満 5,000m ² 以上 | 5,000m ² 未満 3,000m ² 以上 | 3,000m ² 未満 1,000m ² 以上 | 1,000m ² 未満 | 基準年 |
|-------|---|--|--|------------------------|--------------|
| 大津市 | 100倍 | | | | |
| 彦根市 | 100倍 | | | | |
| 長浜市 | 100倍 | | | 一次放流先及び下流における明らかなネック箇所 | H28.12 改定 |
| 米原市 | 30倍 | 一次放流先河川(水路)及び下流における明らかなネック箇所 | | | H22.4 策定 |
| 近江八幡市 | 30倍 | 20倍 | 一次(直近)放流先河川及び下流における明らかなネック箇所 | | H26.1 |
| 東近江市 | 30倍 | 20倍 | 一次(直近)放流先河川及び下流における明らかなネック箇所 | | |
| 草津市 | 30倍 | 一次放流先河川及び下流における明らかなネック箇所 | | | |
| 守山市 | 30倍 | 一次放流先河川及び下流における明らかなネック箇所 | | | H24.4 |
| 栗東市 | 30倍 | 一次放流先河川及び下流における明らかなネック箇所 | | | H21.4 策定 |
| 野洲市 | 30倍 | 一次(直近)放流先河川及び下流における明らかなネック箇所 | | 一次(直近)放流先水路 | 運用基準 |
| 甲賀市 | 30倍 | 20倍 | 一次放流先及び下流における明らかなネック箇所 | | |
| 湖南市 | 30倍 | 20倍 | 一次放流先及び下流における明らかなネック箇所 | | H21.12 策定 |
| 高島市 | 30倍 | 一次放流先河川及び下流における明らかなネック箇所 | | | H22.4 |

※ 令和元年10月にHPにより調査した結果

※ 都市計画法にもとづく地区計画を定めている区域において、本表と異なる基準が定められている場合があるため、各市の開発担当課に確認を行うこと。

(雨水排水計画策定時には、各市の基準を確認願います。)